

次世代に向けた都市づくりのあり方検討等業務 企画提案実施要領

本件への参加に際しては、必ずこの「次世代に向けた都市づくりのあり方検討等業務 企画提案実施要領（以下、「実施要領」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担当	さいたま市 都市局 都市計画部 都市計画課 都市計画係
所在地	さいたま市浦和区常盤 6-4-4 (さいたま市役所 9階)
TEL	048-829-1403
メールアドレス	toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp

1 業務の目的及び概要

「次世代に向けた都市づくりのあり方検討等業務 要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）を参照してください。

2 業務の実施

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、実施します。

なお、実施内容については、要求水準書及び企画提案書に基づき、委託者と受託者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容として決定します。

3 参加資格

本件に参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならないものとします。

- (1) 本プロポーザルの周知（通知）日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に、業務「その他の業務／集計・調査、企画研究、計画策定業務」で掲載されている者、もしくは、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に、業務「建設コンサルタント／土地利用計画」に掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本プロポーザルの周知（通知）日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づ

く協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

(7) 共同企業体の場合は、(1)～(6)のほか、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 構成員は、3者以内であること。

イ 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。また、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(ア) 2者の場合 30パーセント以上

(イ) 3者の場合 20パーセント以上

ウ 構成員は、同一の入札において他の共同企業体の構成員になっていないこと。また、同一の入札において単体企業で企画提案書を提出していないこと。

エ 構成員間で共同企業体協定書を締結していること。

4 資料及びその交付方法

(1) 交付資料

ア 実施要領

イ 要求水準書

ウ 提出書類各種様式（別表1のとおり）

(2) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードできます。

【トップページ】→【メニュー】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【次世代に向けた都市づくりのあり方検討等業務 企画提案の募集について】

(3) その他

ア (1)ア～ウの資料は、本件以外で使用することはできません。

イ さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにてご確認ください。

(ア) さいたま市契約規則

【トップページ】→【メニュー】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【共通】→【共通（規程集）】→【さいたま市例規集】

(イ) さいたま市業務委託契約基準約款

【トップページ】→【メニュー】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【契約約款】→【契約基準約款（規程集）】

5 説明会

(1) 本件にかかる説明会は、開催しません。

(2) 本件の内容に関する質問がある場合については、7 質問及び回答を参照してください。

6 参加意思の表明手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により参加意思表明書を提出してください。

(1) 提出書類

ア 単体企業の場合

様式 1-1 公募型プロポーザル参加意思表明書

イ 共同企業体の場合

様式 1-2 共同企業体公募型プロポーザル参加意思表明書

様式 1-3 共同企業体協定書

様式 1-4 共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

様式 1-5 委任状

様式 1-6 資格分担（本要領「3 参加資格」(1)のただし書きを採用する場合のみ）

(2) 提出方法

持参もしくは電子メールとします。次の事項を遵守してください。

ア 押印する場合は持参とし、提出部数は 1 部です。

イ 「様式 1-1 公募型プロポーザル参加意思表明書」は押印を省略することができません。押印を省略する場合は、連絡先欄の本件責任者、担当者をいずれも記載ください。本件責任者と担当者を同一人物にすることはできません。

ウ 電子メール提出の場合の標題は「プロポ【参加意思表明・(提案者名)】次世代に向けた都市づくりのあり方検討等業務」としてください。

エ セキュリティの関係上、提出書類以外のデータの添付を禁じます。

オ 電子メール送信後、1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。

カ 受付期間内に、電子メールが市（業務主管課）に到達するようにしてください。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む。）の場合は、受け付けません。

(3) 提出期限

「別表 2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(4) 提出場所（持参の場合）

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(5) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和 8 年 3 月 30 日（月）付で発送します。なお、共同企業体の場合は、代表構成員に

のみ通知します。

7 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができます。

(1) 受付期間

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(2) 質問方法

質問は電子メールでのみ受け付けます。次の事項を遵守してください。

ア 質問書の様式は、4 資料及びその交付方法にて市（業務主管課）が提示する「様式2 質問書」とします。この様式に質問事項等を入力してください。

イ 電子メールの標題は「プロポ【質問・（提案者名）】次世代に向けた都市づくりのあり方検討等業務」としてください。これに、アで作成した電子データを、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変えずに）添付し、送信してください。

ウ セキュリティの関係上、本様式以外のデータの添付を禁じます。

エ 電子メール送信後、1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。

オ 受付期間内に、質問が市（業務主管課）に到達するようにしてください。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む。）の質問に対しては、一切回答しません。

カ 質問の内容は公表します（詳細は(4)のとおり）。市（業務主管課）の判断により、一部非公表とすることもあります。質問の公表によって、自己の提案内容等が他者に類推されたとしても、市（業務主管課）は一切の責任を負いません。

(3) 質問の提出先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和8年3月19日（木）までに、さいたま市ホームページ上に公表します。ただし、質問者の名称は公表しません。

なお、質問及び回答を公表することにより、質問者が特定される可能性や、提案内容が明らかになる可能性があるなど、質問者に不利益を与える恐れがあると認められる部分については、市（業務主管課）の判断によって、その部分を除いて公表することがあります。

【トップページ】→【メニュー】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【次世代に向けた都市づくりのあり方検討等業務 企画提案の募集について】

8 企画提案書等

(1) 企画提案書の内容

要求水準書を参照のうえ、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」に記載されている提案内容を含む提案書を提出してください。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「別表3 提出書類一覧」を参照してください。

イ 提出方法

- 企画提案書表紙(様式3)については、持参もしくは電子メールでの提出とします。押印する場合は持参とし、提出部数は1部です。押印を省略する場合は、連絡先欄の本件責任者、担当者をいずれも記載し、PDFファイルで提出ください。なお、本件責任者と担当者を同一人物にすることはできません。
- 企画提案書(様式4)及び見積書(任意書式)は、電子メールでの提出とします。それぞれPDFファイルで提出ください。
- 電子メールのタイトルは「プロポ【企画提案書・(提案者名)】次世代に向けた都市づくりのあり方検討等業務」としてください。
- セキュリティの関係上、提出書類以外のデータの添付を禁じます。
- 電子メール送信後、1ページに記載の「業務主管課(問合せ先及び提出先)」に、到達確認の電話をお願いします。
- 受付期間内に、電子メールが市(業務主管課)に到達するようにしてください。受付期間内に未到達(到達確認されなかったものを含む。)の場合は、受け付けません。

ウ 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

エ 提出場所

1ページに記載の「業務主管課(問合せ先及び提出先)」を参照してください。

(3) 企画提案書等の受理

ア 11 提案者の失格 に該当する場合は、企画提案書等を受理しません。

イ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しません。

ウ 「別表3 提出書類一覧」で指定する書類以外は、一切受理しません。

(4) 企画提案書等の取り扱い

ア 市(業務主管課)は、提出された企画提案書等を提案者以外の者に知られることのないように取り扱います。ただし、最優秀提案者の提案については、一部(他者と比べ優位な点等)を公表することがあります。

イ 市(業務主管課)は、提出された企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された企画提案書等は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期限

内に提出者からの申出があった場合に限り、企画提案書等の追加・差替えができることとします。

エ 提出期限後の、企画提案書等の追加・差替えは一切認めません。

(5) 企画提案書等の到着確認に関する問合せ先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

9 プレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施します。企画提案書を提出した者は、必ず参加してください。

(1) 実施日時・場所

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。実施時刻の詳細及び会場については、追って通知します。なお、共同企業体の場合は、代表構成員にのみ通知します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

3名以内とします。

イ 説明時間

15分以内とします。終了後、別途、質疑応答の時間を10分程度設けます。

ウ 説明方法

(ア) 提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行ってください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は認めません。

(イ) 市（業務主管課）は、プロジェクター（HDMIケーブルを含む。）及びスクリーンを準備します。その他プレゼンテーションに必要な機材（パソコン等）は、プレゼンテーションを行う者が準備してください。

エ 注意事項

プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととします。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないでください。

オ その他

プレゼンテーションは非公開とします（録音録画等も禁じます。）。

10 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、「次世代に向けた都市づくりのあり方検討等業務事業者選定委員会」により審査を行います。

審査基準については、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」を参照してください。

い。

(2) 優先交渉権者の決定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

提出されたすべての企画提案書が本市の要求を満たさないものであると判断した場合、又は、審査員それぞれの点数の平均点が40点以下の場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

イ 通知方法

郵送により各提案者に送付します。なお、共同企業体の場合は、代表構成員にのみ送付します。

11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。(提案書は無効となります。)

- (1) 3 参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合

12 特記事項

- (1) 本業務に係る予算が本市議会で可決されない場合又はその他の理由により本業務が実施できなくなった場合にあつては、どの提案者とも契約を締結しないことがあります。

別表1 各種様式

様式番号	様式名	備考
様式1-1	参加意思表明書	単体企業の場合
様式1-2	共同企業体公募型プロポーザル参加意思表明書	共同企業体の場合
様式1-3	共同企業体協定書	
様式1-4	共同企業体協定書第8条に基づく協定書	
様式1-5	委任状	
様式2	質問書	
様式3	企画提案書表紙	
様式4	企画提案書	

別表2 企画提案実施スケジュール

企画提案募集開始	
令和8年3月9日(月)	・告示、さいたま市ホームページにて募集情報公開開始
資料交付期間	
令和8年3月9日(月)から令和8年3月25日(水)まで	・さいたま市ホームページからダウンロードできます
参加意思表示書受付期間	
令和8年3月9日(月)から令和8年3月25日(水)まで	・本要領「6 参加意思の表明手続き」を参照すること
参加資格の確認通知	
令和8年3月30日(月)付で通知予定	・郵送により通知 ※共同企業体の場合は、代表構成員にのみ通知
質問受付期間	
令和8年3月9日(月)から令和8年3月17日(火)まで	・電子メールでのみ受け付ける。「様式2 質問書」を用いること ・回答は令和8年3月19日(木)までにさいたま市HPに掲載予定
企画提案書等受付期間	
令和8年3月31日(火)から令和8年4月8日(水)まで	・提出書類については、別表1及び別表3を参照
プレゼンテーション	
令和8年4月14日(火)実施予定	・実施時刻の詳細及び会場については、追って通知 ※共同企業体の場合は、代表構成員にのみ通知
審査結果通知	
令和8年4月中旬から下旬頃に通知予定	・郵送により通知 ※共同企業体の場合は、代表構成員にのみ通知
契約	
令和8年4月下旬を予定	

注1：本件の詳細については、必ず実施要領本文にて確認すること。

注2：本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日

を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とします。

別表3 提出書類一覧

No.	書類名	提出期限
1	企画提案書表紙（様式3）	令和8年4月8日（水） 午後4時
2	企画提案書（様式4） ・様式4に記載されている項目を確認し、作成すること。（最大でスライド20枚とする。） ・業務の目的や事業の特性を理解し、評価基準を踏まえた提案内容を作成すること。 ・企画提案書中に企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。 ・書類はすべてA4片面印刷すること。	
3	見積書（任意書式） ・見積もった金額を記載のうえ、消費税等の取扱い（税込・免税）も明記すること。 ・免税事業者の場合、免税事業者届出書を添付すること。 ・内訳を記載すること。（または別紙で作成）	

別表4 企画提案内容及び審査の視点

提案項目	審査の視点	配点
1 業務経歴		
類似の契約実績	・本業務と類似業務の実績を有しているか。	5
2 業務の実施体制		
実施体制・配置予定者	・業務を遂行させるために十分な体制を構築しているか。 ・本業務と類似業務実績を有している者を担当者として配置しているか。	10
3 業務提案について		
(1) 次世代(2050年)に向けた次期さいたま市都市計画マスタープランの全体像	・本市の特徴を的確に捉え、市民等と共有・共感できるまちづくり・都市計画のビジョンの役割を果たす内容となっているか。	30
(2) 次期さいたま市都市計画マスタープランの策定に向けたロードマップ	・策定までの各年度に必要な検討内容や、プロセスに明確になっているか。 ・市民等との意見交換の方法、プロセスが明確になっているか。	20
(3) 令和8年度に検討する「(仮称)次世代に向けた都市づくりのあり方」のアウトプットイメージ及びその検討プロセス(有識者の候補選定、意見をもらうタイミング・方法を含む)	・次期都市計画マスタープランの全体像、策定に向けたロードマップを踏まえ、令和8年度にとりまとめるべきアウトプットイメージが明確になっているか。 ・アウトプットを導き出すまでの検討のプロセスが明確になっているか。	30
4 プレゼンテーション		
取組意欲・質疑応答	・発言者の姿勢や提案に対する意気込みを感じることが出来たか。	5
5 価格		
参考見積額	・要求水準書に記載されている予算の上限額を下回っているか。	—
合計		100